



県章

山形県公報

平成29年1月17日（火）
第2812号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…25
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）…26
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…27
- 同……………（同）…28
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（同）…29
- 平成29年度採用山形県立高等学校船員選考試験の実施……………（教育委員会）…30

告 示

山形県告示第50号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。
平成29年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山形市立病院済生館	山形市七日町一丁目3番26号	平成29年2月1日から 平成32年1月31日まで
公立学校共済組合 東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号	
医療法人篠田好生会 篠田総合病院	山形市桜町2番68号	
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	山形市桜町7番44号	
吉岡病院	天童市東本町三丁目5番21号	
北村山公立病院	東根市温泉町二丁目15番1号	
米沢市立病院	米沢市相生町6番36号	
三友堂病院	米沢市中央六丁目1番219号	
医療法人舟山病院	米沢市駅前二丁目4番8号	
医療法人本間病院	酒田市中町三丁目5番23号	

鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号
--------	-------------

山形県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年1月17日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	森谷仙一郎	天童市大字川原子1640番地
同	森谷正秀	同 1291番地
同	矢萩吉美	同 1452-1番地
同	仲野照男	同 1296番地
同	矢萩和広	同 1584番地
同	矢萩啓三	同 1321番地
同	矢萩正巳	同 1641-4番地
同	森谷康人	同 1310番地
同	矢萩道雄	同 1708番地
同	森谷健一	同 1488-3番地
同	矢萩久男	同 1435番地
監事	矢萩馨	同 1400番地
同	矢萩勝雄	同 1729番地

山形県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小原土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年1月17日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	森谷仙一郎	天童市大字川原子1640番地

同	森 谷 正 秀	同	1291番地
同	矢 萩 和 広	同	1584番地
同	仲 野 照 男	同	1296番地
同	矢 萩 吉 美	同	1452－1番地
同	矢 萩 啓 三	同	1321番地
同	矢 萩 正 巳	同	1641－4番地
同	矢 萩 道 雄	同	1708番地
同	森 谷 健 一	同	1488－3番地
同	矢 萩 久 男	同	1435番地
同	森 谷 孝 彦	同	1603番地
監 事	矢 萩 馨	同	1400番地
同	矢 萩 勝 雄	同	1729番地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成29年5月17日まで縦覧に供する。

平成29年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマザワ漆山店
山形市大字漆山2570番1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
渡 辺 弘 英	山形市大字七浦599番地1	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣
渡 辺 弘 英	山形市大字七浦599番地1	

3 変更年月日

平成28年12月14日

4 届出年月日

平成28年12月14日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年5月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成29年5月17日まで縦覧に供する。

平成29年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ漆山店

山形市大字漆山2570番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 古山 利昭

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,290平方メートル

(変更後) 2,210平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 54台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 83台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 16台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 30台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 110平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 140平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）39.3立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）9立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヤマザワ	午前9時	午後9時
渡辺弘英		

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヤマザワ	午前9時	翌日の午前0時
株式会社ヤマザワ薬品		
渡辺弘英		

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後9時30分まで

（変更後）午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）1か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）2か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成29年8月15日

5 届出年月日

平成28年12月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年5月17日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において平成29年5月17日まで縦覧に供する。

平成29年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）おーばん天童久野本店

天童市北久野本一丁目1605番1外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号
代表取締役 二藤部 洋
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年8月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,888.022平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 83台
 - (2) 駐輪場の収容台数 55台
 - (3) 荷さばき施設の面積 157平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 38.25立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
平成28年12月19日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年5月17日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

平成29年度採用山形県立高等学校船員選考試験を次のとおり実施する。
平成29年1月17日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

1 選考を行う校種・試験区分・職・職務内容・受験資格・採用見込数

校種	試験区分	職	職務内容	受験資格	採用見込数
高等学校	海技従事者 (機関)	機関士 (技術職員)	海事に関する担任業務を担当する。	・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者 ・四級海技士（機関）以上の免許取得者（平成29年3月31日までに取得見込みの者を含む。）	若干名

2 出願手続

- (1) 志願書等の用紙の配布
 - イ 用紙の請求先
山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）
 - ロ 配布開始日
平成29年1月17日（火）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「船員選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 志願書

※ 志願書の様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができる。

ロ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

ハ 推薦書（厳封親展）

※ 推薦書の様式は、山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

イ 受付期間 平成29年1月23日（月）から同年2月16日（木）まで

ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成29年2月16日（木）消印有効とする。）

ハ 提出先 山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

3 選考試験

(1) 期日及び会場

期 日	平成29年2月20日（月）
試 験 会 場	山形県庁（山形市松波二丁目8番1号）

(2) 試験時程及び試験内容

集合時刻 午前9時30分（時間厳守）

時 程	内 容
午前9時45分から 午前10時45分まで	筆記試験 一般常識（高等学校卒業程度）
午前11時から 午前11時50分まで	作文
午後1時から	面接試験 口述による個人面接

4 選考試験結果の発表等

(1) 選考試験の結果は、平成29年3月上旬に本人宛てに通知する。

(2) 採用は、平成29年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の可否についての電話等による問合せには、一切応じない。

5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に山形県教育庁総務課教職員室に直接請求すること（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。）。

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
筆記試験得点及び総合ランク	合格発表の日から1箇月間	山形県教育庁総務課教職員室

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 配点

志願職種	筆記試験	作 文	面接試験	満 点
機関士	100点	50点	100点	250点

(2) 選考基準

各試験の合計得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。

ロ 個人面接では、「協調性」「積極性」等について評価する。

7 その他

(1) 受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（電話番号 023(630)2863）に問い合わせること。

(2) 受験票は試験当日に会場で配付する。

(3) 試験会場の建物内においては、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信通話のできる機器の使用を禁止する。